

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値並びに株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。この考え方のもと、取締役、従業員はそれぞれ求められる役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図り、着実な実践につなげ、適正かつ効率的な企業活動を行ってまいります。

なお、当社は2020年9月29日開催の定時株主総会における決議により、監査等委員会設置会社に移行しました。取締役会における重要議案の議論の一層の充実及び監督機能の更なる強化を通じて、企業価値並びに株主価値最大化に取り組んで参ります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4. 政策保有株式】

当社は対象企業との長期的・安定的な関係の構築・強化が当社の中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される場合に限り、当該株式の政策保有について検討致します。

政策保有株式を保有している場合、取締役会にて中長期的な観点から保有目的及び合理性を確認の上、個別銘柄毎に保有の適否を検証するものとします。なお、保有意義の希薄化が認められた場合には、当該保有株式の縮減を検討致します。

政策保有している株式の議決権を行使する際には、当該会社の企業価値向上、及びそれによる当社の企業価値向上に寄与するかを総合的に勘案し、議案に対する賛否を判断しております。

#### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社と取締役の取引及び取締役の競業取引は、法令及び「職務権限規程」に従い、法務総務部の審査後、取締役会の事前承認を取得し、取引後には取締役会に結果を報告することを定めております。また、取締役及び主要株主に対し、年度ごとに本人もしくは二親等以内の親族(所有会社とその子会社を含む)と当社間の一定金額以上の取引について確認を行っております。

#### 【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、基金型・規約型の確定給付企業年金および厚生年金基金のいずれも運用しておらず、確定拠出年金のみを導入して運用しておりますが、確定拠出年金についてもその運用が従業員の資産形成に大きな影響を与えることに鑑みて、運用機関の選定を複数観点からの検討に基づいて行うとともに、従業員への運用に関する教育の実施や運営管理機関のモニタリングなどを通じて、適切な運用を図っております。

#### 【原則3-1. 情報開示の充実】

##### (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、Mission(存在意義)、Vision(目指す姿)、Value(行動規範)に表され、これらをコーポレートサイトに開示しております。また、当社では中期的な経営の目指す姿を定性及び定量的に定めており、変化の激しい経営環境の見通しを踏まえ、定期的に見直し、単年度の計画や事業方針に反映しております。現在、当社では中期的な経営の目指す姿の定量目標を開示していませんが、これは将来の変動要素が大きい経営環境下において、ある時点での目標値を開示することが無用な期待値の醸成や株主にとって誤った投資判断を招く恐れがあることを考慮したものであります。一方、経営のビジョンや単年度の事業計画については、引続き株主総会や決算説明会等を通じて株主との対話を積極的に行って参ります。

##### (2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、取締役会においてコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定め、これをコーポレートサイト及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

##### (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

###### ・方針

社内取締役の報酬については、前期業績に連動して決定され、その支給方法としては、現金報酬による支給、または役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を促進しグループ全体の持続的な企業価値の向上を図るために株式報酬型ストックオプションによる支給となっております。

社外取締役については、独立性の観点から業績に左右されない固定報酬とし、かつ現金報酬による支給のみとなっております。

###### ・手続

取締役の報酬の決定手続きの透明化、並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た個別報酬の妥当性の確保を目的として、取締役の個別報酬を諮問し、またこれに関連する議案について議論する報酬検討会議を設けています。報酬検討会議の構成員としては、代表取締役会長が監査等委員ではない非業務執行取締役及び常勤の監査等委員を指名しております。

##### (4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

###### ・方針

取締役候補の指名を行うにあたっては、当社を取り巻く経営環境に鑑みて取締役会に求められる知識や経験を取締役会全体として充足するよう配慮した上で、取締役会による業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に貢献すると判断される人材を選定しております。

###### ・手続

社内取締役候補の指名に関しては、係る諮問機関として設置された指名検討会議での審議を経て決定しております。同会議の構成員としては、代表取締役会長が監査等委員ではない非業務執行取締役及び常勤の監査等委員を指名しております。同会議では、1年毎に取締役の指名方針等の妥当性について審議し、新任及び再任の際にはその適格性を判断しています。社外取締役候補は会社法上の資格要件及び当社が制定する独立性の判断基準を勘案し決定しております。

また、経営陣幹部の解任については、当初の選任理由と照らして経営陣幹部がその機能を十分に発揮していないと判断される場合、指名検討会議での審議を経て取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしています。

##### (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

全ての取締役候補の推薦理由を、株主総会の招集通知にて都度開示しております。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社の取締役会は、法令に基づき業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督の機能を担っております。また、グループ全体に関わる経営方針等、法令や社内規程で定められた重要事項以外の業務執行の決定については、経営陣へ委任しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、証券取引所が定める基準を参照の上、下記の社外取締役の独立性の判断基準を制定しております。

社外取締役の独立性の判断基準

社外取締役が下記1.から7.いずれにも該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断致します。

1.当社及び当社子会社の業務執行者

2.当社を主要な取引先とする者(注1)又はその業務執行者

3.当社の主要な取引先(注2)又はその業務執行者

4.当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

5.当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者

6.上記1～5の近親者(注4)

7.過去3年間に於いて1～5に該当していた者

注1:「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引額が連結売上高の2%以上となる場合を指す。

注2:「当社の主要な取引先」とは、当社との取引額が連結売上高の2%以上である取引先を指す。

注3:「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は当社との取引額が連結売上高の2%を超えることを指す。

注4:「近親者」とは、配偶者及び二親等以内の親族を指す。

【補充原則4-11-1. 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、当社を取り巻く経営環境に鑑みて取締役に求められる知識や経験等に照らし合わせ、多様な経歴を持つ取締役で構成し、取締役会の機能を効果的に発揮できる適切な規模を維持することとしております。また、社外取締役を5名登用することで、取締役会のバランスに十分配慮しております。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況】

取締役の兼任状況は以下の通りとなります。

夏野剛取締役

セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役

トランスコスモス株式会社 社外取締役

株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役

日本オラル株式会社 社外取締役

株式会社KADOKAWA 取締役

飯島一暢取締役

株式会社WOWOW 社外取締役

株式会社スカパーJSATホールディングス 取締役

島宏一取締役

株式会社リグア 社外取締役

株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役

株式会社コスモスイニシア 社外取締役

渡辺伸行取締役

株式会社クレオ 社外監査役

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性に係る分析・評価の概要】

当社では、2020年6月期の取締役会の実効性に関する分析と評価のため、全取締役を対象とした書面によるアンケートを実施し、アンケート回答を集計の上、取締役会において議論を行いました。結果の概要は以下の通りであり、取締役会の実効性が発揮出来ているものと考えております。

(1)取締役会の構成について

当社取締役会は、当社を取り巻く経営環境において取締役に求められる知識や経験等に照らし合わせ、多様な経歴を持つ取締役で構成されると同時に、その機能を効果的に発揮できる適切な規模を維持しております。また取締役12名のうち社外取締役を5名、社内の非業務執行取締役を1名登用することで、取締役会のバランスに十分配慮しております。

(2)意思決定プロセスについて

当社取締役会は、上程事項について活発に議論し、適切な審議を行っております。また、取締役への事前の資料送付や、個々の議題における討議事項の明確化を実施しております。

(3)取締役の職務執行の監督について

当社取締役会は、経営状況に係る定期報告を受け、適切にリスク管理及び職務執行の監督を実施しております。

(4)ステークホルダーとのコミュニケーションについて

当社取締役会は、株主総会や決算説明会をはじめとする投資家への情報提供、外部団体における活動、コーポレートサイト及び各種メディアを通じた広報活動等を通じて、ステークホルダーとのコミュニケーションを行っております。

監査等委員会設置会社への移行を踏まえ、更に多様な役員構成を実現することで、多角的な視点からの議論の充実により意思決定の高度化を実現すると共に、議案の重要度の明確化を通してより重要な議案に議論を集中させ、企業価値の向上に努めて参ります。

【補充原則4-14-2. 取締役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役、執行役員に対して、コーポレート・ガバナンスやリスクマネジメント、法務・知的財産の知識、労務の知識等について、社内研修の受講を義務付けております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主及び投資家との建設的な対話を継続的に実施してまいります。

IR担当取締役のもとIR担当部門を設置しており、経営企画、財務経理、総務等の関連部署との相互連携により、株主及び投資家への情報開示体制の強化を図っております。

当社では四半期ごとに決算説明会を実施しているほか、国内外の株主及び投資家訪問、個別ミーティングの対応といった手段により対話の機会を定期的に設けており、対話により得られた意見・懸念はIR担当部門より、経営陣および関係各部門へ適宜報告をしております。株主及び投資家との対話にあたっては、インサイダー情報の漏洩を防止するとともに、フェアディスクロージャーを遵守し、投資判断に重要な影響を及ぼす蓋然性の高い情報の伝達を行う場合には、株主及び投資家間で情報格差が生じないよう情報管理に努めることとしております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 良和	112,252,800	47.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,353,400	3.56
KDDI株式会社	8,000,000	3.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口76166)	6,835,819	2.92
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	6,649,900	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,603,700	1.96
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,831,043	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,479,400	1.06
藤本 真樹	2,406,000	1.03
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2,170,100	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明 更新

2020年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者1社が2020年3月31日現在で12,138千株(株券等保有割合5.01%)の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末における実質保有株式数を確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
夏野 剛	他の会社の出身者													
飯島 一暢	他の会社の出身者													
松島 訓弘	他の会社の出身者													
島 宏一	他の会社の出身者													
渡辺 伸行	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

夏野 剛		同氏は当社の取引先である株式会社ドワンゴ及び株式会社KADOKAWAの取締役を兼任しておりますが、直近事業年度における、当社の売上高に対する両社との取引金額の割合、及び両社の売上高に対する当社との取引額の割合はいずれも1%未満であります。また、同氏は過去において、当社の主要な取引先に相当する株式会社NTTドコモの業務執行に携わっていましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。	通信及びインターネット業界における豊富な経験を有し、同分野において教鞭をとるなど深い見識をもって活躍しており、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、社外取締役に選任しております。また同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしていることから、独立役員として指定しております。
飯島 一暢		同氏は過去において、当社の取引先である株式会社フジテレビジョンの業務執行に携わっていましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。	メディア事業会社における取締役を歴任し、当該業界と企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、社外取締役に選任しております。また同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしていることから、独立役員として指定しております。
松島 訓弘		同氏は過去において、当社の取引先である株式会社電通の業務執行に携わっていましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。	メディア事業会社において執行役員、取締役及び子会社の監査委員会委員長を歴任し、海外子会社を含めたグループ経営や企業統治に関する豊富な実績と幅広い見識を有しております。今後、独立かつ中立の立場から当社の企業統治の構築及び維持に加え、取締役ににおける助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしていることから、独立役員として指定しております。
島 宏一		同氏は過去において、当社の取引先である株式会社リクルートの業務執行に携わっていましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。	人材及びインターネットサービス事業会社において執行役員及び子会社代表取締役を歴任し、業界における幅広い経験と見識を有していることに加え、監査役としても複数社の経験と実績を有しております。今後、独立かつ中立の立場から当社のコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、取締役ににおける助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしていることから、独立役員として指定しております。
渡辺 伸行		同氏は当社の取引先であるTMI総合法律事務所のパートナー弁護士を兼任しておりますが、直近事業年度における、当社の売上高に対する両社との取引金額の割合は1%未満であります。	弁護士としての豊富な経験と実績、特に企業法務、インターネットサービス関連法務に関する見識を有していることに加え、スポーツ団体における規律委員を務めるなど、組織統治に関する幅広い経験も有しております。今後、独立かつ中立の立場から当社のコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に有用な助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしていることから、独立役員として指定しております。

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

更新

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置しております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

監査等委員会室のスタッフは内部監査室を兼務しておりますが、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

全監査等委員、会計監査人の連携については、会計監査に係るプロセス、監査上重要な会計項目、内部統制の整備・運用状況等について意見交換を適宜実施しております。その他、常勤の監査等委員については必要に応じて、会計監査人の監査への同席、意見交換・情報共有を行っております。監査等委員及び内部監査室は、監査活動において常に連携をとっております。常勤の監査等委員と内部監査室は、週次の頻度で、監査活動及び会社の状況について情報交換を行っております。また、内部監査室は、監査等委員に対して内部監査の監査結果を共有、監査等委員会に出席し、会社の状況に関する情報について適宜報告を行っております。その他、常勤の監査等委員は必要に応じて内部監査に同席し、適宜連携して内部統制を推進しております。

#### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名検討会議	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬検討会議	5	0	2	3	0	0	社内取締役

#### 補足説明 更新

##### 指名検討会議

代表取締役会長及び社外取締役、その他代表取締役会長が指名する者で構成される指名検討会議を設けています。同会議における審議を経て取締役の候補者を決定しております。なお、代表取締役会長が指名する指名検討会議の構成員としては、監査等委員ではない非業務執行取締役及び常勤の監査等委員を指名しております。

##### 報酬検討会議

代表取締役会長及び社外取締役、その他代表取締役会長が指名する者で構成される報酬検討会議を設けています。同会議における審議を経て取締役の個別報酬を決定しております。なお、代表取締役会長が指名する報酬検討会議の構成員としては、監査等委員ではない非業務執行取締役及び常勤の監査等委員を指名しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 更新 5名

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

社内取締役の中長期的な業績向上に対する責任感や意欲、士気を一層高めること、及び優秀な人材を確保することにより当社の業績向上を図ることを目的として、取締役に対して業績連動報酬の導入及びストックオプションの付与を実施しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

## 該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることとともに、優秀な人材を確保することにより当社の業績向上を図ることを目的として、社内取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2020年6月期における当社の取締役に対する役員報酬は、226百万円(うち、社外取締役2名30百万円)となります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社内取締役の報酬については、優秀な人材を確保し続けるために競争力のある報酬体系となるよう、業績、当該取締役の役割責任の大きさ、従業員給与との均衡などを考慮し国内外の同業種又は同規模の他企業と比較の上で決定されており、当社の業績指標を基礎とする具体的な算定方式は定めておりません。

### 【社外取締役のサポート体制】 **更新**

取締役会の開催に際しては、経営企画部より社外取締役に対して、資料の事前配布及び議事内容の事前説明を適宜行っております。その他、社外取締役からの問い合わせがあった場合には、同部が迅速に対応する体制を整えております。また、監査等委員会室が監査等委員である取締役に対して、社内状況に関する情報共有や、被監査部門への聴取における調整等のサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### 1) 取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)9名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)の12名で構成され、代表取締役会長が議長を務めております。経営の合理性と経営判断の迅速化を実現するために、毎月開催される定時取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会も開催されております。取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画など経営上重要な事項に関する意思決定、並びに業務執行状況の監督を行っております。

### 2) 監査等委員会

監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査並びに取締役(監査等委員である者を除く)の指名及び報酬について株主総会において意見陳述を行うことをその職務としています。

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名を含む社外取締役3名で構成されております。

監査等委員:松島訓弘(委員長)、島高一、渡辺伸行

監査等委員会の組織は、上記監査等委員に加え、監査等委員会室(3名)から構成されております。監査等業務は年度ごとに設定される監査等方針及び監査等計画に基づいて実施され、監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人からの業務報告聴取を行います。また、監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針の確認及び重要課題等について意見交換を行います。

### 3) 経営会議

当社では、代表取締役社長の諮問機関として、常勤取締役、常勤の監査等委員及び上級執行役員で構成する経営会議を設置しております。経営会議は、原則毎週開催し、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。各部門から業務執行状況と事業実績が報告され、予実分析と計画策定について討議が行われております。これにより代表取締役社長をはじめとした経営陣が、適時に事業状況を把握し、今後の事業展開について迅速な検討・議論が実現されております。

### 4) 内部監査

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室(3名)が内部監査を実施しております。内部監査室は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長と被監査部門に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘すると共に、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

### 5) 会計監査人

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査等委員会と会計監査人との間で連携を図りながら、会計監査を受けております。2020年6月期における業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、次の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 善方 正義

指定有限責任社員 業務執行社員 田辺 敦子

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 16名

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は2020年9月29日開催の定時株主総会における決議により、監査等委員会設置会社に移行致しました。

会社法の規定により取締役会の権限を一部取締役委任することで、経営上重要な議案の議論が一層充実することや、監査等委員会の設置及び監査等委員である取締役が取締役会で議決権を有することを通じ、取締役会の監督強化を図ることで更なる企業価値向上に取り組んでまいります。

また、取締役会における経営上重要な事項に関する意思決定及び業務執行状況の監督に客観的な意見を反映させるため、独立社外取締役を5名選任しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう、定時株主総会開催日の約3週間前までに招集通知を発送しております。2020年の定時株主総会については、招集通知を9月7日に発送し、2020年9月29日に開催致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化を図る一助として、開催日及び開催時間について他社株主総会と極力重複しないよう設定し、より多くの株主が出席できるよう努めております。2020年の定時株主総会は、2020年9月29日14時に開会致しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン等によるインターネットを通じ、株主総会当日に出席できない株主からの議決権行使を事前に受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の便宜を図るため、次の諸策を講じております。 ・議決権電子行使プラットフォームの参加 ・インターネットによる事前の議決権行使の採用
招集通知(要約)の英文での提供	株主の便宜を図るため、招集通知の英訳をコーポレートサイトに掲載しております。
その他	株主の便宜を図るため、次の諸策を講じております。 < 招集通知の早期掲載 > ・招集通知の発送に先立ち、コーポレートサイト及びTDnetに掲載。 < 理解促進のための工夫 > ・定時株主総会において、視覚化した資料を活用した事業報告を実施。 < 株主総会プロセスの電子化に関する取組み > ・2016年定時株主総会より、マルチデバイス対応の「スマート招集」配信。 ・2017年定時株主総会より、総会終了後オンデマンド動画を配信。 ・2019年定時株主総会において、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会を実施。総会の様子をライブ配信するとともに、ライブ配信を視聴する株主からのメッセージをインターネット上で受け付け、総会中に役員がコメント。 ・2020年定時株主総会において、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を実施。総会の様子をライブ配信するとともに、ライブ配信を視聴する株主から議決権の行使、質問及び動議をインターネット上で受付。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に、アナリスト及び機関投資家向けの決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数度、各証券会社が主催する海外投資家向けカンファレンスに参加し、説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	コーポレートサイト上に「IR情報」のコーナーを設け、決算短信、決算説明会資料、決算説明会動画配信、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、コーポレート本部内にIRチームを設置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グリーグループ行動規範」を制定し、当社グループがステークホルダーの関心に配慮して経営上の意思決定を行うことを規定しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>「インターネットを通じて、世界をより良くする。」というコーポレートミッションのもと、インターネット産業の強化と発展、安心安全なインターネット社会の構築、企業市民として社会の発展に貢献、の3点を軸に、さまざまな活動を行っています。情報モラル啓発活動(全国の学校・団体・企業での講演、情報モラル無料アプリ・情報モラル動画・無償教材の配布)や、千葉大学との共同授業といった産学連携分野のほか、環境保全分野では「緑づくり」をテーマにした活動も継続的に行っております。詳細については、当社コーポレートサイトにて報告しております。(http://corp.gree.net/jp/ja/csr/)</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>決算説明会及びコーポレートサイト等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行っております。</p>
<p>その他</p>	<p>多様性の確保が成長のための強みになるとの認識を持ち、社員のライフステージに合った働き方が出来る環境づくりのためのオリジナルプログラムを運営しております。具体的には、幅広い層の社員が在宅勤務、特別休暇、時差・時短勤務等を活用できる環境を整えており、上記取り組みに関して、2015年4月に「くるみんマーク」を取得しております。また2016年4月に女性活躍推進法が施行されたことに伴い、出産・育児などのライフイベントによって能力発揮の機会が失われることのない職場環境の形成及び女性活躍推進を目的として、行動計画を策定し、推進しております。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役会において、以下の通り「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスクマネジメント態勢の整備を行っております。

#### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役会及び監査等委員会並びにその使用人が、法令に定められた取締役及び使用人の職務執行に係る監督・監査を行う。
- (2)取締役及びその他の使用人の行動基準を明示した「倫理規程」を定めると共に、「リスクマネジメント規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制の構築・維持及び強化を推進する。
- (3)リスクマネジメント態勢の整備、維持及び強化の一環として、代表取締役社長直属のグループリスクマネジメント委員会を設置する。また、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関して、定期的に社内研修を実施する。
- (4)内部通報窓口を内部監査室・監査等委員会室・コーポレート本部及び外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役及び監査等委員が随時閲覧できる体制を構築する。

#### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)多様化するリスクに備えて、各種社内規程の策定、遵守を推進し、リスクマネジメント態勢の整備・維持及び強化を推進する。
- (2)取締役会・経営会議・各種委員会において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除・軽減を図る。
- (3)新規取引の開始に当たっては、「職務権限規程」「稟議決裁規程」「与信管理規程」等に基づく承認過程において慎重に調査・審議し、事業リスクの排除・軽減を図る。
- (4)内部監査室による内部監査により、リスクの早期発見・早期解決を図る。
- (5)新たに生じた重要なリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

#### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進すると共に、重要案件については効率的に事前審議等ができるように取締役会制度を整備する。
- (2)取締役会に加え、経営会議を開き、「経営会議規程」に定める範囲内で重要な業務執行案件の審議・報告を行う。
- (3)業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制・組織・業務分掌・権限等に関する基準を社内規程に策定し遵守する。

#### 5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ規程」等に基づく親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図る。

#### 6 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ規程」等の社内規程において子会社における職務の執行に係る手続を定め、当社における事前審査・諮問・承認等及び子会社における起案・決裁・報告事項等を明示する。

#### 7 子会社の損失の危険の管理に関する体制

- (1)「グループ規程」等の社内規程において、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する態勢を自ら整備し運用する責任を負うことを定める。
- (2)子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築する。

#### 8 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「グループ規程」等の社内規程を整備し、子会社の管理・組織・権限及び規程等に関する事項について定める。

#### 9 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社法務総務部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する定期的な研修を実施する。
- (2)内部通報窓口を当社内部監査室・監査等委員会室・コーポレート本部及び外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

#### 10 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会室等の使用人は、監査等委員を補助する。

#### 11 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査等委員会室等の使用人は、監査等委員より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役(監査等委員である取締役を除く)及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査等委員の指揮命令に従わなければならない。
- (2)当該使用人の任命・人事異動・懲戒及び人事評価については、予め常勤の監査等委員の同意を必要とし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性が確保できる体制とする。

#### 12 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1)「取締役会規程」に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査等委員は取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会・経営会議等においてその内容を確認できる。
- (2)前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査等委員は閲覧し必要に応じ内容の説明を求めることができる。
- (3)取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員に報告する。

#### 13 子会社の職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が会社の監査等委員に報告をするための体制

(1)子会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(2)子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査等委員に報告する。

14 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)等及び使用人に周知徹底する。

15 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は還償の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

16 その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役(監査等委員である取締役を除く)・使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の場を設ける。

17 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「財務報告の基本方針」を定め、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うと共に、その適合性を確保する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとる。

(2)その整備として、法務総務部を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対応細則」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築する。



